省令

○国土交通省令第五十四号

水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）及び水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第二百七十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年七月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（水防法施行規則の一部改正）

第一条　水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「浸水想定区域」を「洪水浸水想定区域」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「法」を「水防法（以下「法」という。）」に、「浸水想定区域」を「洪水浸水想定区域」に、「計画降雨」を「同項に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）」に改め、「よって」の下に「堤防その他の施設（以下「堤防等」という。）の」を加え、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　洪水浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。

第一条第三項中「前項」を「第一項」に改め、「おける」の下に「堤防等の」を加え、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、「おける」の下に「堤防等の」を加え、同条第五項中「第二項」を「第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

6　洪水浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨により、地上部分の浸水は想定されない地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。以下同じ。）であって、当該地下街等と連続する施設から浸水するものの存する区域を含めて行うことができる。

第十四条を第二十二条とし、第十三条を第二十一条とする。

第十二条中「第六条及び第八条」を「第十三条及び第十五条」に、「第十五条の二第八項」を「第十五条の二第十項」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（氾濫による被害の拡大を防止するための作業）

第二十条　水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令（平成二十三年政令第四百二十八号）第五号の国土交通省令で定める作業は、流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために器具又は資材を設置し、水流を制御する作業とする。

第十一条中「第十五条第一項第三号ハ」を「第十五条第一項第四号ハ」に、「洪水時」を「洪水時等」に改め、同条を第十八条とする。

第十条中「第六条及び第八条」を「第十三条及び第十五条」に、「第十五条の二第八項」を「第十五条の二第十項」に改め、同条を第十七条とする。

第九条中「第十五条第一項第三号ロ」を「第十五条第一項第四号ロ」に、「洪水時」を「洪水時等」に改め、同条を第十六条とする。

第八条中「第十五条の二第八項」を「第十五条の二第十項」に改め、同条を第十五条とし、第七条を第十四条とし、第六条を第十三条とする。

第五条中「（法第十五条第一項第三号イに規定する地下街等をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時」を「の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等」に改め、同条第一号から第五号までの規定中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同条第六号イ中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同条第七号中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　地下街等の所有者又は管理者は、雨水出水に係る前項の計画において同項第二号に掲げる事項を定めるときは、当該地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとする。

第五条を第十二条とする。

第四条の見出し中「住民」を「住民等」に改め、同条各号列記以外の部分中「住民」を「住民、滞在者その他の者（以下この条において「住民等」という。）」に改め、同条第一号中「浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深」を「第二条第一号及び第二号、第五条第一号及び第二号並びに第八条第一号及び第二号に掲げる事項」に改め、同条第二号中「住民」を「住民等」に改め、同条を第十一条とする。

第三条中「第十五条第一項第三号ハ」を「第十五条第一項第四号ハ」に改め、同条を第十条とする。

第二条の見出し中「浸水想定区域等」を「洪水浸水想定区域等」に改め、同条第一項中「浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深」を「同条第二項の国土交通省令で定める事項」に、「区域及び当該水深」を「事項」に改め、同条第二項中「浸水想定区域」を「洪水浸水想定区域」に改め、「計画降雨」を「想定最大規模降雨」に改め、「こと」の下に「（前条第四号に掲げる事項を表示した図面にあっては、当該図面の前提となる降雨が計画降雨であること）」を加え、同条を第三条とし、同条の次に次の六条を加える。

（雨水出水浸水想定区域の指定）

第四条　法第十四条の二第一項に規定する雨水出水浸水想定区域（以下単に「雨水出水浸水想定区域」という。）の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域（以下この項において「河川等」という。）に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。

2　第一条第六項の規定は、雨水出水浸水想定区域の指定について準用する。

（雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第五条　法第十四条の二第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　指定の区域

二　浸水した場合に想定される水深

三　浸水継続時間

四　主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化

（雨水出水浸水想定区域等の公表）

第六条　法第十四条の二第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2　前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示しなければならない。

（高潮浸水想定区域の指定）

第七条　法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域（以下単に「高潮浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものによって堤防等の決壊が想定される当該海岸の全ての区間において堤防等が決壊することを想定して行うものとする。

2　高潮浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。